

4 周産期医療

【現状と課題】

ア 周産期医療の提供体制

(ア) 産科医療機関及び産科医等の状況

- 令和3年現在、産科又は産婦人科を標榜する医療機関は県内に65施設あり、このうち、分娩を取り扱うことができる病院・診療所（以下、「分娩取扱医療機関」という。）は39施設となっており、平成22年より14施設減少しています。
また、分娩を取り扱う助産所は4施設あります。
- 安全で良質な小児・産科医療を安定的・継続的に確保するため、二次保健医療圏を超えた広域の連携体制として、「小児科・産科医療圏」（薩摩、北薩、姶良・伊佐、大隅、熊毛、奄美の6医療圏）を設定しています。

【図表5-4-24】周産期医療関連施設（各年4月1日現在）

産科又は産婦人科を標榜する病院・診療所	病院・診療所の内訳			分娩を扱う助産所
	分娩取扱医療機関 (病院・診療所)	妊婦健診を行う施設 (分娩は扱わない)	休診等施設	
平成22年	80	53	16	11
平成26年	71	44	18	9
平成29年	68	42	16	10
令和3年	65	39	18	8
増減 (対平成22年)	△ 15	△ 14	2	△ 3
				0

（注）休診等施設とは、休診中又は不妊治療の専門施設等

[県子ども家庭課調べ]

【図表5-4-25】分娩取扱医療機関数（各年4月1日現在）

小児科・産科医療圏	薩 摩		北 薩		姶良・伊佐	大 隅		熊 毛	奄 美	県 計
	二次保健医療圏	鹿児島	南薩	川薩	出水	曾於				
分娩取扱医療機関数	平成22年	26		8		6	6	2	5	53
	平成26年	23		5		6	4	2	4	44
	平成29年	21		5		6	4	2	4	42
	令和3年	19		5		5	4	2	4	39
	増減(対平成22年)	△ 7		△ 3		△ 1	△ 2	0	△ 1	△ 14
出生千人当たりの分娩取扱医療機関数	平成22年	3.5		4.2		2.8	2.8	5.6	4.9	3.6
	平成26年	3.2		2.7		2.8	1.9	5.9	3.9	3.0
	平成29年	3.1		3.0		2.9	2.1	7.0	4.4	3.1
	令和3年	3.2		3.7		2.8	2.6	8.1	5.3	3.4
	増減(対平成22年)	△ 0.3		△ 0.5		0.0	△ 0.2	2.5	0.4	△ 0.2

[県子ども家庭課調べ]

- 県の出生数11,638人（令和2年）から、出生千人当たりの分娩取扱医療機関数を算出すると、県全体で3.4となっており、平成22年より0.2ポイント減少しています。
また、圏域ごとにみると、大隅の2.6から熊毛の8.1と地域格差がみられます。
- 本県の有人離島26のうち、甑島、喜界島、与論島などでは分娩を取り扱う医療機関がないため、島外で出産をせざるを得ない状況にあります。
- 分娩取扱医療機関の産科医師数（常勤換算後）は、平成26年に113.6人まで減少しましたが、平成29年は121.0人、令和3年は128.4人と、近年増加傾向にあります。
- 産科医一人当たりの年間分娩件数は、県平均96.5件に対し大隅が146.9件と最も多くなっています。

【図表5-4-26】分娩取扱医療機関の産科医師数(各年4月1日現在)

(単位：人、件)

小児科・産科医療圏		薩摩	北薩	姶良・伊佐	大隅	熊毛	奄美	県計
産科医師数	平成22年	85.8	13.2	11.3	9.7	2.0	8.1	130.1
	平成26年	73.6	10.0	12.8	6.1	2.1	9.0	113.6
	平成29年	81.9	9.6	12.6	7.1	2.3	7.5	121.0
	令和3年	83.8	12.1	11.6	8.4	3.2	9.3	128.4
	増減(対平成22年)	△ 2.0	△ 1.1	0.3	△ 1.3	1.2	1.2	△ 1.7
出生千人当たりの分娩取扱産科医師数	平成22年	11.3	7.1	4.8	4.5	5.1	7.2	8.4
	平成26年	10.2	5.5	5.9	2.9	6.2	8.8	7.8
	平成29年	11.9	5.8	6.2	3.7	8.0	8.3	8.8
	令和3年	14.0	9.0	6.5	5.4	13.0	12.4	11.0
	増減(対平成22年)	2.7	1.9	1.7	0.9	7.9	5.2	2.6
産科医一人当たりの分娩件数	平成22年	96.8	150.8	191.9	212.4	153.5	119.4	121.4
	平成26年	114.4	177.7	172.1	276.9	126.2	102.0	134.4
	平成29年	102.0	182.4	159.4	223.4	99.6	106.0	121.6
	令和3年	86.5	119.2	146.4	146.9	56.3	63.7	96.5
	増減(対平成22年)	△ 10.3	△ 31.6	△ 45.5	△ 65.5	△ 97.2	△ 55.7	△ 24.9

(注) 産科医師数には非常勤（常勤換算後）を含む。

[県子ども家庭課調べ]

- 分娩取扱医療機関の助産師数は、令和3年現在で427人となっており、平成22年より115人の増となっています。
- 県全体では増加傾向にあるものの、圏域別では偏在があり、出生千人当たりでみると、大隅が21.1人と最も少なく、最も多い奄美の58.6人の4割以下となっています。

【図表5-4-27】分娩取扱医療機関の助産師数（各年4月1日現在）

小児科・産科医療圏	薩摩	北薩	姶良・伊佐	大隅	熊毛	奄美	県計	
助産師数	平成22年	197	24	40	27	2	22	312
	平成26年	229	21	36	18	6	19	329
	平成29年	237	28	35	25	7	30	362
	令和3年	259	36	49	33	6	44	427
	増減(対平成22年)	62	12	9	6	4	22	115
出生千人当たりの助産師数	平成22年	26.7	12.8	18.6	12.6	5.6	21.7	20.9
	平成26年	31.8	11.5	16.6	8.7	17.8	18.7	22.5
	平成29年	34.5	16.8	17.2	13.0	24.3	33.4	26.4
	令和3年	43.4	26.9	27.6	21.1	24.4	58.6	36.7
	増減(対平成22年)	16.7	14.1	9.0	8.5	18.8	36.9	15.8

(注) 助産師数には非常勤職員の数を含まない。

[県子ども家庭課調べ]

- 医師や助産師の地域偏在の課題に対応するために、限られた医療資源を有効に活用し、各医療機関等における機能分担と関係機関の連携を図り、安全で良質な周産期医療を提供していく必要があります。

(イ) 総合・地域周産期母子医療センターの状況

- 本県においては、平成19年に鹿児島市立病院を総合周産期母子医療センターに指定しています。
- 鹿児島市立病院は、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供するとともに、救命救急センターを設置し、地域の医療機関や地域周産期母子医療センターからの救急搬送を受け入れるなど、本県において総合周産期医療を提供する中核的な役割を担っています。
また、精神疾患を合併する妊産婦については、鹿児島大学病院と連携し対応しています。
- 本県の地域周産期母子医療センターは5か所で、鹿児島大学病院、いまきいれ総合病院、済生会川内病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院を認定しています。
- これらの病院は、地域の医療機関からリスクの高い妊婦や新生児を受け入れ、緊急帝王切開術への対応や人工換気装置による新生児の呼吸管理など比較的高度な周産期医療を提供するなど、地域の拠点病院としての役割を果たしています。
また、いまきいれ総合病院は、急性期を脱した児を鹿児島市立病院や鹿児島大学病院等から受け入れて、回復期における治療・管理やフォローアップを行うなど、児の退院支援に向けた役割も担っています。
- 鹿児島大学病院は、地域周産期母子医療センターとしての役割を果たしつつ、鹿児島市立病院とともに周産期医療の中心として、合併症を有する妊婦、新生児に対応し高度かつ総合的な周産期医療を提供しています。

【図表5-4-28】総合・地域周産期母子医療センターの状況（令和3年3月現在）

区分	小児科・産科医療圏	二次保健医療圏	医療機関名	MFICU ^{*1} 病床数	NICU ^{*2} 病床数	GCU ^{*3} 等病床数	指定・認定月日	
【総合周産期母子医療センター】								
	薩摩	鹿児島	鹿児島市立病院	6	36	43	H19.10.31指定	
【地域周産期母子医療センター】								
	薩摩	鹿児島	鹿児島大学病院	—	9	—	H22.10.1認定	
			いまきいれ総合病院		9	12	H21.3.27認定	
	北薩	川薩	済生会川内病院		(1)			
	大隅	肝属	県民健康プラザ鹿屋医療センター		(4)	—		
	奄美	奄美	県立大島病院		(5)			

(注) NICU病床数の()書きは、診療報酬非加算の病床数

(ウ) 地域周産期医療関連施設

- 正常な分娩や、リスクの低い帝王切開術等に対応できる医療機関は、総合・地域周産期母子医療センター6施設を除き、県内に33施設あります（令和3年4月現在）。
- これらの施設は、自ら分娩を取り扱いつつ、リスクの高い妊娠については総合又は地域周産期母子医療センターに妊婦等を搬送するなど、地域において出産を支える重要な役割を担っています。
- 分娩は取り扱わないものの、妊婦健康診査を実施している医療機関は18施設あります。
- 届出助産所数は110（令和2年度末現在）となっており、このうち、自施設で分娩を取り扱っている助産所は4施設です。

(エ) NICU等の整備状況

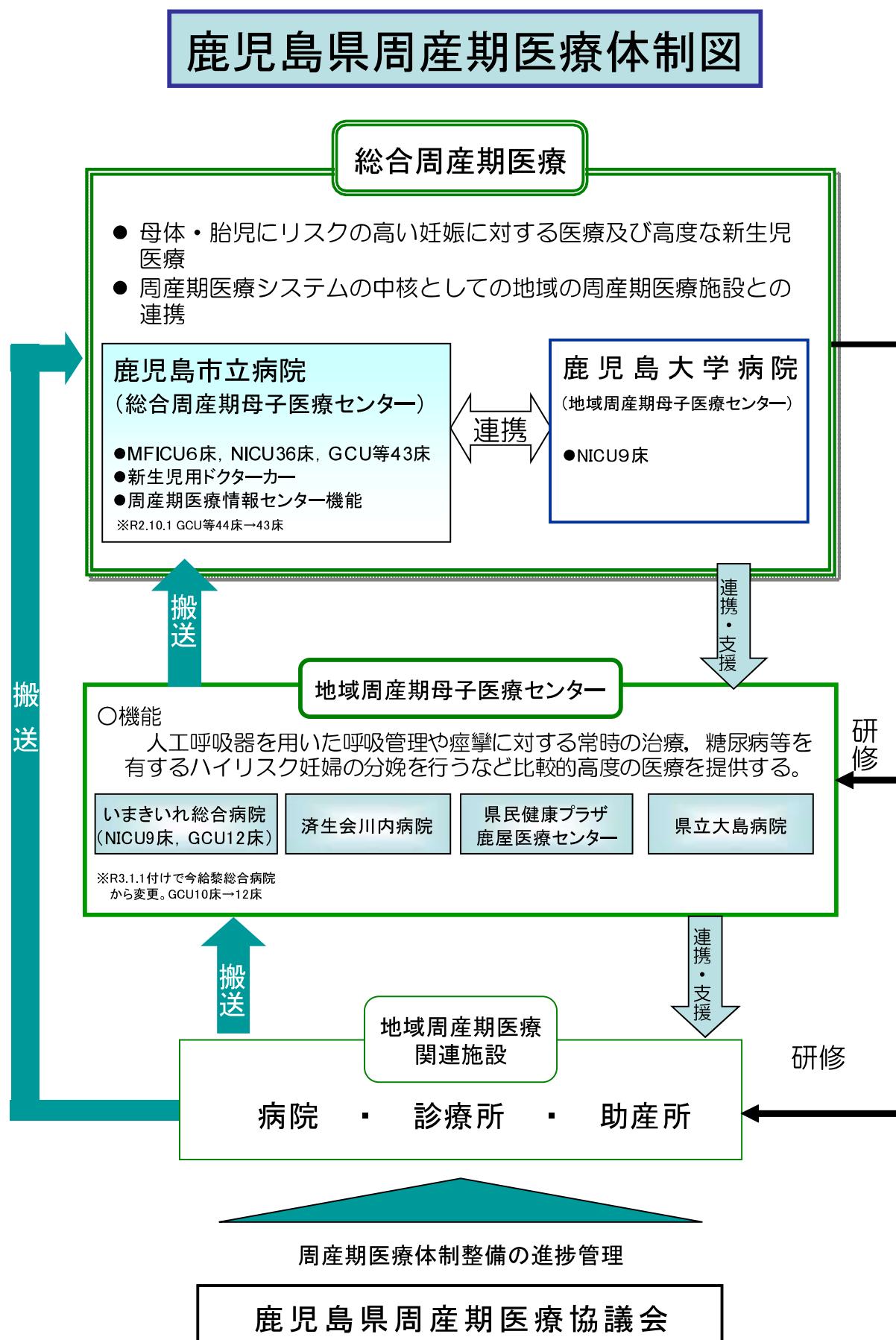
- 早産児や低出生体重児、先天性疾患等による重症の新生児について、集中的に管理・治療を行うNICUは、県内に54床設置されています。
国は、出生1万に対して25~30床を目標としており、本県の状況は、国の目標（本県に換算すると約30~36床）を満たしています。
- NICUで治療を受け、状態が落ち着いてきた児に対して、引き続きケアを行うGCUは、県内に55床設置されています。
国は、NICUの2倍以上の病床数を有することが望ましいとしていますが、現時点では満たしていない状況です。
- 合併症妊娠や切迫早産、胎児異常等、リスクの高い出産において、母体・胎児に集中的に治療を行うMFICUは、鹿児島市立病院に6床設置されており、国の基準（総合周産期母子医療センターに6床以上設置）を満たしています。

*1 MFICU : (Maternal-Fetal Intensive Care Unit) 母体・胎児集中治療管理室

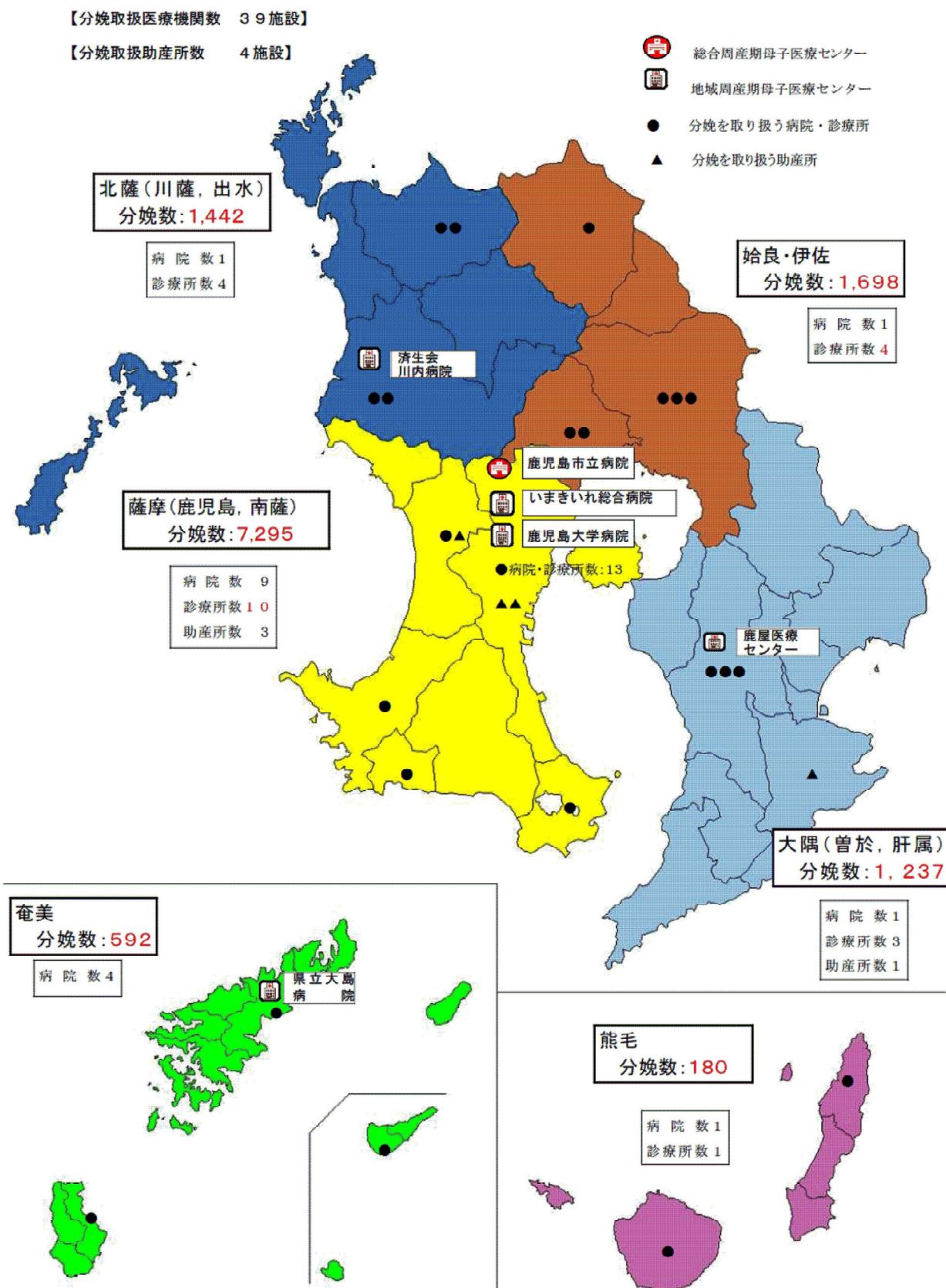
*2 NICU : (Neonatal Intensive Care Unit) 新生児集中治療管理室

*3 GCU : (Growing Care Unit) 新生児治療回復室

【図表5-4-29】本県の周産期医療体制



【図表5-4-30】小児科・産科医療圏ごとの分娩取扱医療機関数等の状況（令和3年4月現在）



イ 周産期の救急搬送体制

- 周産期の救急搬送体制については、消防機関の救急車をはじめ、新生児用ドクターカーやドクターへリ、消防・防災ヘリなどの搬送手段が整備されています。また、必要に応じて自衛隊ヘリなどに出動要請を行っています。
- 離島を含めた県境の地域においては、隣接県との協力体制の構築や搬送手段の確保、関係機関の連携強化が必要となっています。平成28年12月からは、奄美ドクターへリが新たに導入され、奄美地域の救急搬送体制がより充実しました。
- 奄美南部3島（徳之島、沖永良部島、与論島）については、症例に応じて沖縄県の医療機関に受け入れてもらっております、円滑な搬送体制の確保を図るためにも、引き続き沖縄県の協力や、鹿児島市立病院による受入調整が重要となっています。
- 母体の救急搬送は、大量の出血に対する輸血用血液の確保が必要な場合もあるため、輸血用血液製剤については、医療機関からの供給要請に基づき、県赤十字血液センターから直接供給する体制や、供給出張所（薩摩川内市、鹿屋市）から供給する体制を整備しており、緊急時を含めた地域の血液需要に備えています。
- 災害時において、特に医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等に対する災害医療体制の構築に向け、「災害時小児周産期リエゾン」を15名（令和3年度）任命しているところです。引き続き、小児・周産期医療に特化した災害時の調整役であるリエゾンの養成・確保を進めるとともに、災害医療におけるリエゾンの活動範囲や活動内容を検討し、その機能を十分に発揮できる仕組みを構築する必要があります。
- 路上分娩や自宅分娩などによる救急搬送で、地域の受入産科医療機関がない場合は、鹿児島市立病院において搬送調整を行います。